

手引き（追加申請編：業務）

島根県電子調達システム（資格申請システム）による
測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き
（追加申請編）

【令和 7 ・ 8 年度定期申請用】

令和 7 年 3 月 1 3 日版

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

【個別編問合せ先、及び、島根県問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地
島根県土木部土木総務課 建設産業対策室
TEL：0852-22-6429 FAX：0852-22-5782

【システム操作に関するヘルプデスク】※電子調達システム（電子入札システム）と共通
TEL：0852-25-6701（受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00）

目 次

はじめに	1
1. 申請の方法	1
2. 申請の期間	1
3. 認定要件について	1
4. 島根県に申請（入札参加資格を希望）できる業務の種類について	2
5. 審査結果について	3
6. 資格の有効期間	3
7. 添付書類の提出について	3
8. 添付書類の詳細	4
9. 問い合わせ先	4

はじめに

この手引きは、島根県と県内16市町が共同開発、共同運営を行う資格申請システムでの申請受付を前提に、令和7・8年度の測量、建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、建築コンサルタント業務等への入札参加資格申請において、島根県への申請に必要な資格、島根県に申請できる工事の種別、島根県の個別審査に必要な個別添付書類について記述する。この手引きのほか、以下の書類を熟読のうえ資格申請システムにより申請を行うこと。

【この手引きの他に確認する資料】

- ・測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（操作マニュアル編）
（以下、「手引き（操作マニュアル編：業務）」という。）
- ・測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（技術者情報・個別情報編）
（以下、「手引き（技術者情報・個別情報編：業務）」という。）

1. 申請の方法

- （1）資格申請システム（[島根県電子調達共同利用システムポータルサイト](#)）へ追加内容を入力し、申請完了まで行う。
- （2）追加内容に合わせて、必要書類を個別審査団体へ送付する。

2. 申請の期間

- 1回目：令和7年4月17日（木）から令和7年4月27日（日）【認定日：5月下旬】
- 2回目：令和7年7月31日（木）から令和7年8月10日（日）【認定日：9月下旬】
- 3回目：令和8年1月15日（木）から令和8年1月25日（日）【認定日：3月下旬】
- 4回目：令和8年7月31日（金）から令和8年8月10日（月）【認定日：9月下旬】

【注意】システム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時～23時のみとなります。したがって、土日・祝日・12月29日から1月3日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意ください。

システム操作方法是追加申請マニュアル(業務編)を必ず確認してください。

3. 認定要件について

次の各号に掲げる要件を満たす者であることが審査により確認できなければ、入札参加資格申請を認定することが出来ません。

- ① 測量業務を申請する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
※入札参加資格を営業所に委任する場合、委任先営業所が登録を受けている必要がある。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般業務を申請する者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
※入札参加資格を営業所に委任する場合、委任先営業所が登録を受けている必要がある。

- ③ 島根県における県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の未納の徴収金がない者
- ④ 消費税及び地方消費税の未納の税額がない者

なお、申請資格に関する重要な事実について**虚偽申請を行った者**については、認定後であっても入札参加資格を取り消します。

また、島根県から指名停止措置を受けている者も申請書類の提出はできますが、資格の認定後も指名停止措置の効力は継続します。

4. 島根県に申請（入札参加資格を希望）できる業務の種類について

測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年3月30日島根県告示第272号）の規定に基づき、入札参加資格の認定は、下表の希望する業務ごとに行います。

希望の有無は、資格申請システムの「個別情報画面」の入力内容により判定しますので、入力の際には手引き（操作マニュアル編：業務）及び手引き（技術者情報・個別情報編：業務）を確認のうえ慎重に行ってください。

また、入札参加者選定時に必要な情報として希望する業務の登録の有無、申請日直前3年の各営業年度のいずれかに国・地方公共団体等から直接受注した実績の有無、及び、申請日直前の営業年度に島根県から直接受注した実績高の入力が可能ですので、該当する項目について入力してください。

土木関係建設コンサルタント業務の「**その他業務**」を希望する場合は、「その他」欄にその内容を6項目以内で入力してください

なお、「その他業務」は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務のいずれにも該当しない**計量証明業務、電算関係業務、計算業務、工事資料等の整理、経済調査、環境調査、交通量調査、水質大気等の分析・解析、遺跡調査、アスベスト調査等**が対象となります。

【希望することができる業務の種類一覧表】

希 望 す る 業 務 の 種 類			希 望 す る 業 務 の 種 類	
測 量	測量一般			補償関連
	地図の調整			総合補償
	航空測量		土 木 関 係 建 設 コ ン サ	河川、砂防及び海岸・海洋
建 築 コ ン サ ル タ ン ト	建築一般			港湾及び空港
	専	意匠		電力土木
		構造		道路
	門	冷暖房		鉄道
		衛生		上水道及び工業用水道
		電気		下水道
		建築積算		農業土木
		機械設備積算		森林土木
		電気設備積算		水産土木
		工事監理（建築）		廃棄物
		工事監理（電気）		造園
		工事監理（機械）		都市計画及び地方計画

		耐震診断	ル タ ン ト 業 務	地質
		調査		土質及び基礎
		地区計画及び地域計画		鋼構造及びコンクリート
地 質 調 査				トンネル
補 償 コ ン サ ル		土地調査		施工計画、施工設備及び積算
		土地評価		建設環境
		物件		機械
		機械工作物		電気電子
		営業補償・特殊補償		その他
		事業損失		

2	委任先営業所の追加	・個別添付書類送付票 ・入力内容確認画面を印刷したもの ・営業所一覧表（申請する委任先営業所が定期申請時に提出した営業所一覧に未掲載の場合）
---	-----------	--

8. 添付書類の詳細

（１）個別添付書類送付票

- ・資格申請システムで申請完了ボタンを押下後、遷移した画面で出力できます。
- ・提出する添付書類のチェック欄にチェックを記入して提出してください。

（２）入力内容確認画面を印刷したもの

- ・資格申請システムで入力内容確認画面の印刷ボタンを押下すると出力できます。

（３）登録に関する証明書等の写し

- ・追加申請する業種について登録を受けている事業として、システムに入力した事業の登録のわかる証明書等の写しを提出してください。
- ・初めて測量部門を申請する場合は、測量業については地方整備局長により証明されたもの(写)を提出してください。
- ・建築一般を申請する場合は、建築士事務所協会により証明されたもの(写)を添付してください。
- ・建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントに関する登録は、国土交通省から届いた登録通知でも可

（４）補償コンサルタント業務に関する調書【様式第４号・様式第４号つづき】

- ・補償コンサルタント業務を申請する場合は必ず提出して下さい。
- ・作成方法等は、[手引き（個別編：業務）](#) P.7 以降を参考にしてください。

（５）建築コンサルタント業務に関する調書【様式第５号】

- ・建築コンサルタント業務を申請する県内業者の場合は必ず提出して下さい。
- ・作成方法等は、[手引き（個別編：業務）](#) P.10 を参考にしてください。

（６）ＣＰＤ取得単位数確認資料【様式第６号】

- ・建築コンサルタント業務を申請する県内業者の場合は必ず提出して下さい。（単位取得者全て）
- ・作成方法等は、[手引き（個別編：業務）](#) P.11 を参考にしてください。

（７）営業所一覧表

- ・委任先営業を追加する際、定期申請時に提出した営業所一覧に当該営業所が未記載の場合のみ提出してください。

9. 問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
TEL：0852-22-6429 FAX：0852-22-5782